

雇用調整助成金最新情報！！

令和2年5月6日

5月6日、雇用調整助成金の助成額算定方法の簡略化に関する報道がされました。
詳細については、後日発表されますのでお問い合わせは、もうしばらくお待ち下さい。

<助成額の算定方法の簡略化>

雇用調整助成金の助成額の算定方法が難しいとのご意見を踏まえ、以下の簡略化を図ることとします。

1. 小規模の事業主（概ね従業員20人以下）については、
「実際の休業手当額」を用いて、助成額を算定できるようにします。
「実際に支払った休業手当額」×「助成率」＝「助成額」とします。
2. 小規模の事業主以外の事業主についても、助成額を算定する際に用いる「平均賃金額」の算定方法を大幅に簡素化します。
 - (1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて1人当たり平均賃金を算定できることとします。
※ 源泉所得税の納付書における俸給、給料等の「支給額」及び「人員」の数を活用し、1人当たり平均賃金（「支給額」÷「人員」）を算出します。
 - (2) 「所定労働日数」を休業実施前の任意の1か月をもとに算定できることとします。
【参考：現行の「平均賃金額」の算定方法】
平均賃金額 = $A \div B \div C$
A：労働保険料の算定基礎となる「年間賃金総額」
B：前年度における「月平均被保険者数」
C：前年度における「年間所定労働日数」（1人当たり）

なお、事業主の皆様にも前広に安心していただけるよう政府としての方針を先行して表明したものです。申し訳ございませんが、詳細については、後日発表しますので、お問い合わせは、もうしばらくお待ち下さい。

出所：厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 報道発表資料